

口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家の方々に対し、  
経営の再開、継続に必要な低利資金を融通いたします。

口蹄疫の発生に伴い、家畜疾病経営維持資金の  
貸付対象地域と融資枠を拡大しています。

① 貸付対象者

ア) 経営再開資金(発生農家の方が対象)

口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分により経営の停止又は  
これに準ずる深刻な影響を受けた者

イ) 経営継続資金

- ・口蹄疫等の発生に伴う移動・搬出制限により経営継続が  
困難となった者
- ・家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・  
子豚出荷農家 (資金を融通する期間は家畜市場再開2ヶ月後までの間)

※下線部は対象として新たに追加した部分

② 貸付条件(県と市町村の上乗せ利子補給により、農家の方は無利子になるとのこと)

	経営再開資金	経営継続資金(1頭当たり)
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	乳用牛(水牛含む)・肥育牛10万円、 繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、 繁殖豚2万円
融資期間 (うち据置期間)	5年以内 (2年以内)	3年以内 (1年以内)
貸付利率	1.475%以内	1.475%以内

③ 融資枠 100億円 ※20億円から100億円に拡大

○実際の貸付に関するご相談は、最寄りの農協、銀行、信用金庫等にご相談ください。  
経営相談についてのお問い合わせは...

最寄りの農協、県畜産協会  
社団法人中央畜産会(武田、園部)(03-6206-0843)

内容についてのお問い合わせは...

お住まいの県主務課  
農水省担当: 農林水産省畜産部畜産企画課(平田、谷川)  
代表: 03-3502-8111(内線4893)

## 事業に関するQ&A

**Q1**: この資金を借りたい場合、どこに行けば良いですか？

**A1**: この資金は、国が利子補給を行いますが、実際は農協や銀行等を通じて借り入れることとなりますので、まずは、最寄りの農協や銀行等にご相談ください。

**Q2**: 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

**A2**: 上記の農協や銀行等でご相談いただき、経営計画の作成をお願いします。その際に今までの経営状況や借入金の状況などを質問することがあります。ご不明な点があれば、詳しくは農協や銀行等にご相談ください。

**Q3**: 口蹄疫発生農家や移動・搬出制限区域内の畜産農家しかこの資金は借りられないのですか？

**A3**: 5月21日付けで、発生農家や移動・搬出制限区域内の農家の方々から九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家の方々まで貸付対象範囲を拡大しました。それ以外の方については、農林漁業セーフティネット資金や家畜飼料特別支援資金等が利用できますので、最寄りの農協や銀行等にご相談ください。

### 農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

【貸付利率】0.85～1.05% (4月21日現在)

【償還期限】10年以内(据置3年以内)

【限度額】 <一般>300万円以内

<特認>年間経営費の3/12

又は粗収益の3/12

に相当する額のいずれか低い額(要簿記帳)

### 家畜飼料特別支援資金

配合飼料価格の農家実質負担額が47,700円/tを上回った場合、四半期ごとに飼料購入資金を融通。

【貸付利率】0.85～1.05% (4月21日現在)

【償還期限】10年以内(据置3年以内)

【限度額】 肥育牛:100千円/頭

乳用牛: 50千円/頭

繁殖雌牛: 12千円/頭

豚: 9千円/頭